

## 配慮市長意見書

(仮称)新根岸地区土地区画整理事業(米軍返還前)に係る計画段階配慮書に関する横浜市環境影響評価条例第44条第2項の規定により読み替えて適用される同第11条第1項に規定する環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

横浜市長 山中 竹春

事業の実施や環境影響評価手続の実施に当たっては、事業の内容及び地域特性を考慮し、以下に示す事項に十分留意した上で、必要に応じ、配慮の内容や事業計画の見直しを行ってください。

### 1 全般的な事項

- (1) 配慮事項に対する配慮の内容を適切に事業計画に反映させるとともに、検討している事項については、各々の検討状況を方法書に記載してください。
- (2) 今後の事業の進展においては、本市の最新の計画等と整合を図るなど、適時、適切な配慮内容となるよう努めてください。
- (3) 配慮事項に対する配慮の内容については、相互に密接に関連する複数の事項があることから、全体的な視点で引き続き検討してください。
- (4) 風致地区や用途地域等の地域地区を見直すとしていることから、環境影響評価に係る調査及び予測の手法の前提となる地域地区の見直しの内容や造成計画の方向性について、方法書に記載してください。

### 2 配慮指針に掲げられている配慮事項

【配慮指針 別記 事業別の配慮事項「10 開発行為等に係る事業(工業団地の造成、流通業務団地の造成、土地区画整理事業を含む)】】

- (1) 周辺環境への影響、生物の生息・生育環境の保全や温暖化対策への配慮【配慮事項(1)  
ア 造成計画の検討に当たっては、計画区域内外の高低差について、景観的な調和のみならず安全性の観点からも配慮し、その配慮内容を方法書に記載してください。  
イ 周辺の斜面林や根岸森林公园の緑地との関係のみならず、より広域的な視点でエコロジカルネットワークなどの緑地の機能を踏まえて、計画区域内の緑地の配置や

面積等を検討してください。

(2) 緑化等による生物の生息・生育空間の確保と生物多様性の保全と創造【配慮事項(6)】

計画区域は高台にあり、根岸森林公园と隣接したまとまりのある緑地を形成していることから、鳥類にとって重要な移動途中の中継地となっている可能性があることや、米軍住宅地としてこれまで確保されてきた緑地の状況も踏まえて、計画区域西側の緑地の配置や面積等を検討してください。

(3) 廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用【配慮事項(18)】

建設発生土については、原則として場内再利用するよう施工計画を検討してください。